

日 時 平成27年3月7日（土）19:00～20:00

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者（会長）中原 （副会長）松谷、梅田、小野

（町内会長）笠本、杉本、芥川、宮迫、川崎、原田、吉田、中島

萩尾(かがやきの丘町内会長代理)、中村

（グループ代表）菊地、増尾、藤本 （事務局）妹尾、長谷川

（市民センター）木村、徳岡

<敬称略>

1. 報告・連絡事項

(1) 会長から

①地域史誌製作委員会の委員について

各町内会等から1名ずつ推薦していただいたが、まだ報告していない町内会は3月14日までに報告していただきたい。

②災害ボランティアコーディネーター養成講座について

4月から7月にかけて7回にわたって、市立まちづくりセンターにおいて、しがNPOセンター主催で同講座が開催される。受講料は1回1,000円。各自主防災会として積極的に参加していただきたい。

③平成27年度のまち協役員について

副会長候補者は、若草一丁目～八丁目および岡本町西町内会から若草三丁目町内会長予定者の平田武三さん、かがやきの丘・コージーガーデン・追分鴨田・追分南の町内会等から追分南町内会長予定者の小林秀夫さん、4つのグループから地域福祉グループ代表予定者（社会福祉協議会会長）の小野栄祐さんとなった。他の町内会長等予定者やグループ代表予定者は理事となる。なお、理事となる各グループ代表予定者は、暮らし安心グループは環境美化委員会委員長予定者の舟木要一さん、子ども育成グループは地域協働合校推進委員会委員長予定者の斎藤充浩さん、文化体育グループはふれあい推進委員会委員長予定者の藤本佳博さんとなっている。

④まち協予算案作成にかかる予算調整会議の状況について

本日午前中に予算調整会議を開催し、現正副会長と次年度正副会長予定者で協議をし、環境美化委員会、地域協働合校推進委員会、青少年育成委員会、人権教育推進委員会の4団体について、3月14日午後にヒヤリングを行うこととなった。この結果を踏まえて来年度予算案を作り、3月28日の新旧合同理事会で審議し、4月の総会に付議することとなる。

(2) 各町内会・各グループ・事務局から

①岡本町西町内会

町内のエリアでまだ造成されていないところがあるが、9月ごろからの宅地造成工事が計画されている。戸数は未定である。

2. 審議事項

(1) まちづくり協議会会則の改正について

前回の理事会で提示した改正点に追加変更したところは次の通り。

会則第9条の副会長の選出について、現行は「町内会長から2名、町内会役員以外のグループ代表から1名を選出する」となっている。「町内会役員以外のグループ代表から」と規定している理由の1つは、町内会役員であるグループ代表が副会長となった場合は、その町内会における立場と理事会における立場が逆転することとなり、まずいのではないかという点。もう1つは、町内会役員であるグループ代表が副会長となると、町内会役員・グループ代表・まち協副会長を兼務することとなり、負担が重くなるのではないかという点である。しかし、そうなると「町内会役員以外のグループ代表」は自ずと限られてくることとなる。そのため、町内会役員であるグループ代表もまち協副会長をやろうという方がいれば、できるようにしようというものである。

次に、会則第9条第4項第1号の「各ブロックから1名ずつ」という表現を削除することとあわせて、施行細則第6条において、「若草・岡本西ブロック」や「追分南ブロック」という表

現を使わず町内会等の名称で表し、「副会長は、若草一～八丁目・岡本町西町内会の町内会長から 1 名、かがやきの丘・コージーガーデン・追分鴨田・追分南町内会等の町内会長等から 1 名を選出するものとする」を第 3 項として加えた。

また、施行細則第 7 条第 2 項の予算調整会議について「各グループ構成団体の代表者の参加の下に」を削除し、第 3 項に「必要な場合はグループ構成団体の参加を求めることができるものとする。」を加える。

【結論】 質問等はなく、会則改正案は全会一致で承認。

以上